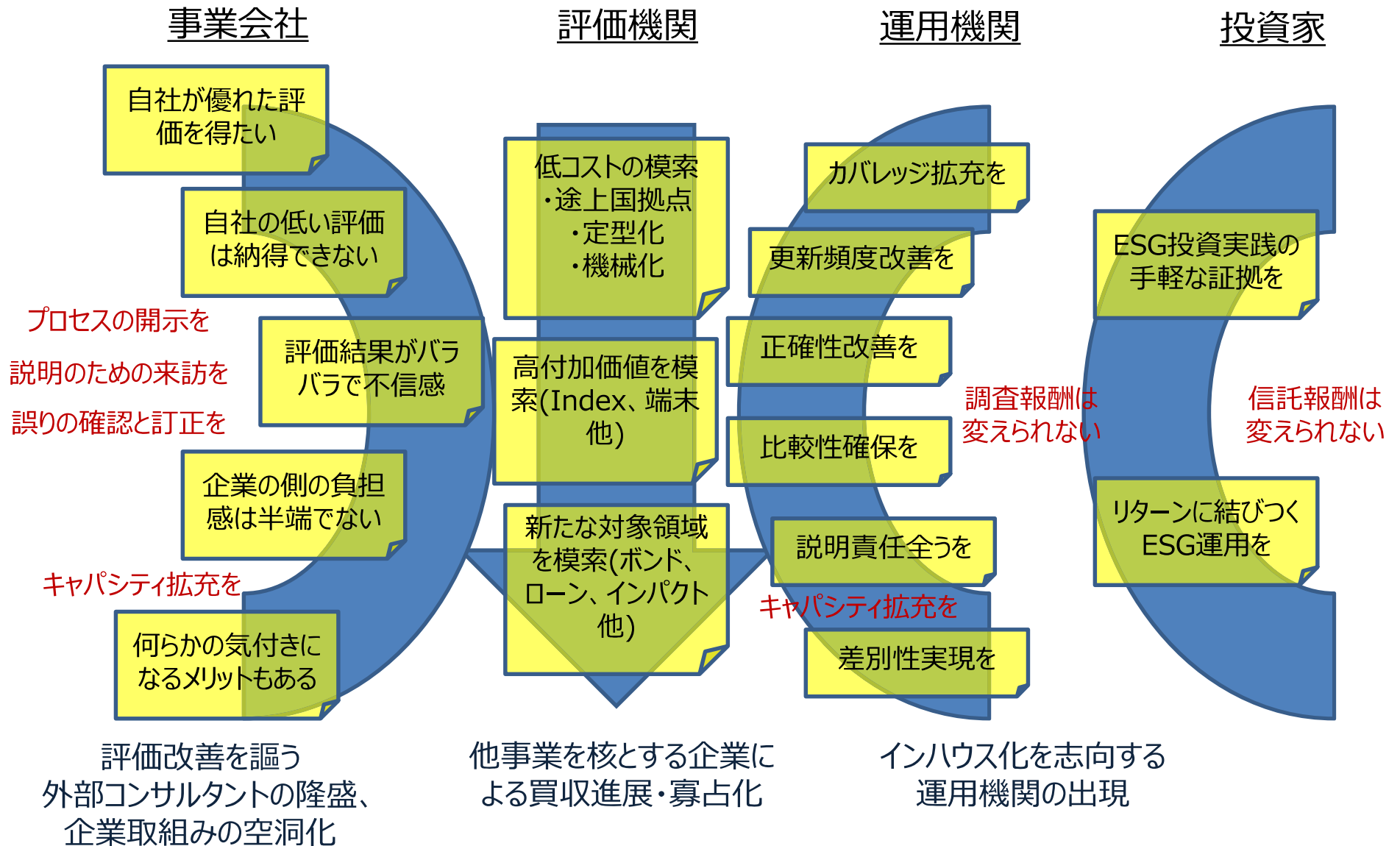


# ESG評価・データ提供機関 をめぐる議論にあたって

2022年2月7日

足達英一郎

# 1. ESG評価機関を取り巻く期待と行動の現状認識



## 2. 細部を議論する前の論点の提案

- a. ESG評価・データ提供機関の存在感・影響力は今後大きく  
大きくなっていくのか否か？
  - 運用機関のアウトソーシングは今後続くのか
  - 事業会社側の開示標準化、義務化の影響をどう見るか
- b. 事業会社側、運用機関側は、評価結果がバラバラである  
状況を問題視し続けるか否か？
  - 規制に近づくのか、あくまでマーケットベースの判断を重視するのか。  
ある局面では規制的なアプローチに反対し、ある局面では規制的ア  
プローチを求める矛盾はないか
  - 評価結果自体が開示されることを事業会社は許容できるか
- c. ESG評価・データ提供機関の名称が、金融行動や金融  
商品に付帯して開示されるケースのみを想定することによい  
か？

### 3. 細部を議論する際の区分の提案

- ガイドライン対象として、収入源泉がa)運用機関・投資家側にあるものと、b)事業会社側にあるものを区分して議論する必要があるのではないか？(双方を源泉にするもの、外形的には非営利に見えるものもあるものの)
  - a. 運用機関・投資家側：ESG格付、ESGスコア、個社情報・レポート、株価指数、金融商品ラベル、炭素濃度計測、金融情報端末、情報プラットフォーム等
  - b. 事業会社側：依頼信用格付、外部レビュー、検証、簡易診断、アワード、インパクト分析等

※ 時系列的には、a.に区分される活動が先行して出現してきたと考えられる。

## 4. ガイドラインの言及事項に関する考察

### a. 透明性・情報開示

- 方法論のみか、評価結果も含むのか

### b. 利益相反

- 1組織で見るか企業グループで見るか、SPOや融資の場合をどうするか

### c. 事業会社側の要望の反映

- どこまで具体的に書くか
- 同時に事業会社側の義務(例:情報開示)にどこまで触れるか

### d. 運用機関側の規範的行動

- アウトソーシングをめぐる懸念点など、一種の警鐘を書けるか

### e. キャパシティブルディング

- 資格制度などは有効だろうか
- 用語集の必要はあるか